

平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「持続可能な周産期医療体制の構築のための研究」

分担研究報告書

「災害時の周産期医療提供体制のあり方に関する研究」

研究代表者 海野信也 北里大学医学部産科学 教授

研究協力者

中井章人 日本医科大学産婦人科学 教授

中村友彦 長野県立こども病院 副院長

研究要旨

東日本大震災における被災地の周産期医療現場の状況及び被災地外からの支援の経過を踏まえて、大規模災害時の地域周産期医療の確保のために必要な施策について検討した。

2014 年 7 月 14 日に開催された第 50 回日本周産期・新生児医学会学術集会時のワークショップ「災害時の周産期医療」における検討及び 2014 年 11 月 11 日に開催された第 59 回日本未熟児新生児学会における公開シンポジウム「新生児医療における災害医療対策」における検討を通じて、災害時の周産期医療のあり方に関する課題の抽出を行った。

以下の点の重要性が確認された。

- 1) 周産期医療従事者の災害医療への参画の拡大の必要性：DMAT 研修等に積極的に参加することにより、小児・周産期医療分野の専門家の DMAT 活動を活発化させるとともに、日進月歩の災害医療体制に適合した周産期医療体制を整備する必要がある。
- 2) 地域周産期医療提供体制の事業継続計画（BCP）策定の必要性：正常妊娠分娩も含めた計画の策定により、災害発生時の妊産婦ケアを最適化することが可能になる。
- 3) 災害時の母子支援システム構築の必要性：災害時の妊産婦及び母子支援について、より充実させ、必要に応じて被災地外からの支援チームの受入等を円滑に行うことのできる体制の整備が望ましい。

施策の策定作業の主体となるのは、都道府県の周産期医療協議会が妥当と考えられ、災害対策の分野との密接な連携のもと、既存の周産期医療資源を最大限に活用して、災害時の妊産婦・母子支援の体制を構築していく必要があると考えられた。

- A. 研究目的：東日本大震災における被災地の周産期医療現場の状況及び被災地外からの支援の経過を踏まえて、大規模災害時の地域周産期医療の確保のために必要な施策について検討する。
- B. 研究方法：2014年7月14日に開催された第50回日本周産期・新生児医学会学術集会時のワークショップ「災害時の周産期医療」における検討及び2014年11月11日に開催された第59回日本未熟児新生児学会における公開シンポジウム「新生児医療における災害医療対策」における検討を通じて、災害時の周産期医療のあり方に関する課題の抽出を行った。

(倫理面への配慮)：疫学研究倫理指針を遵守して研究を実施した。

C. 研究結果

東日本大震災は周産期医療領域に以下のような影響を与え、大きな教訓を残した。

- ①ライフラインの途絶のため相当期間、一次周産期医療機関の機能停止が発生した。
- ②この間、診療機能を保っていた二次施設・三次施設が分娩に対応した。
- ③被災者に対する診療機能を維持している施設に関する情報の提供が困難だった。
- ④診療機能を維持できた二次・三次病院では、産婦の集中により、分娩後の入院期間を短縮して対応せざるを得なかった。
- ⑤退院後は避難所に滞在することになった褥婦も存在した。
- ⑥燃料、滅菌機材、衛生材料、乳児用調製粉乳、安全な飲料水の確保が問題となった。
- ⑦行政機関の機能停止、公共交通機関の機能停止、避難所への収容等のために妊産婦健康診査、予防接種等のサービスを受けるのが困難になった妊産婦・褥婦・

新生児が存在した。

⑧事前に災害時の広域連携体制に関する検討がなされていなかったため、被災地の周産期医療機関への迅速かつ組織的な支援を行うことが困難だった。

⑨周産期医療体制整備指針および各都道府県の周産期医療体制整備計画には、災害時の対応についての記載がないことが判明した。

⑩2回の学会での検討の結果、以下の点の重要性が確認された。

- 1) 周産期医療従事者の災害医療への参画の拡大の必要性：DMAT研修等に積極的に参加することにより、小児・周産期医療分野の専門家のDMAT活動を活発化させるとともに、日進月歩の災害医療体制に適合した周産期医療体制を整備する必要がある。
- 2) 地域周産期医療提供体制の事業継続計画（BCP）策定の必要性：正常妊娠分娩も含めた計画の策定により、災害発生時の妊産婦ケアを最適化することが可能になる。
- 3) 災害時の母子支援システム構築の必要性：災害時の妊産婦及び母子支援について、より充実させ、必要に応じて被災地外からの支援チームの受入等を円滑に行うことのできる体制の整備が望ましい。

D. 考察

大規模災害時に、地域の妊産婦・新生児への対応を適切かつ迅速に行うためには、事前に地域周産期医療提供体制の事業継続計画を策定しておく必要があると考えられる。

また、災害時に被災地外からの小児・周産期医療専門家が適切な時期に円滑に支援に入ることのできる体制の整備も臨まれる。

厚生労働省による周産期医療体制整備指針に基づいて整備されている周産期医療体制の現状を考慮すると、そのような

施策の策定作業の主体となるのは、都道府県の周産期医療協議会が妥当と考えられ、災害対策の分野との密接な連携のもと、既存の周産期医療資源を最大限に活用して、災害時の妊産婦・母子支援の体制を構築していく必要があると考えられた。

E. 結論

大規模災害時の妊産婦・母子支援の体制を構築する上で、都道府県の災害医療分野と周産期医療分野が密接に連携し、既存の周産期医療体制を災害時にも最大限に活用できる体制を整備する必要がある。

F. 健康危険情報

特記すべき事項なし

G. 研究発表

なし